4　航空予報室は、航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関する事務（航空予報技術開発推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～8　（略）

9　地域気象防災推進官は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報を用いた地方公共団体その他の関係者が行う防災活動の推進に関する事務をつかさどる。

10　航空予報技術開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に係る技術の開発及び改良の推進に関すること。

二　航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に係る技術に関する指導に関すること。

（気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官）

第三十五条　計画課に、気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官一人を置く。

2　気象技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に係る技術の開発及び改良に関すること（情報管理室及び観測課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の発表に係る技術の開発及び改良に関すること（情報管理室の所掌に属するものを除く。）。

3　気象技術開発室に、室長を置く。

4～6　（略）

（観測システム運用室及び航空気象観測整備運用室）

第三十六条　観測課に、観測システム運用室及び航空気象観測整備運用室を置く。

2・3　（略）

4　航空気象観測整備運用室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　気象測器（航空気象観測に係るものに限る。）に関すること（計画課の所掌に属するものを除く。）。

5　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

4　航空予報室は、航空機の利用に供するための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関する事務をつかさどる。

5～8　（略）

（新設）

（新設）

（情報管理室及び航空気象観測高度化企画調整官）

第三十五条　計画課に、情報管理室及び航空気象観測高度化企画調整官一人を置く。

（新設）

（新設）

2～4　（略）

（観測システム運用室及び航空気象観測整備運用室並びに気象測器検定試験センター）

第三十六条　観測課に、観測システム運用室及び航空気象観測整備運用室並びに気象測器検定試験センターを置く。

2・3　（略）

4　航空気象観測整備運用室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　気象測器（航空気象観測に係るものに限る。）に関すること（計画課及び気象測器検定試験センターの所掌に属するものを除く。）。

5　（略）

6　気象測器検定試験センターは、次に掲げる事務（地震火山部及び地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　気象測器その他の測器の設計、試作、試験、修理及び調整に関すること。

二　気象測器その他の測器の検定の実施に関すること。

三　気象測器に関する基準器に関すること。

7　気象測器検定試験センターは、つくば市に置く。

8　気象測器検定試験センターに、所長を置く。